

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年6月7日 09時20分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港 高知港御臺瀬灯台から真方位037°420m付近 (概位 北緯33°30.6′ 東経133°33.7′)
事故の概要	漁船 ^{かず} 和丸は、北進中、また、手漕ぎボート（船名なし）は、南東進中、両船が衝突した。 和丸は、左舷ビルジキール等に擦過傷等を生じ、また、手漕ぎボートは、船尾舷縁に欠損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年6月24日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 和丸、2.4トン K03-19237（漁船登録番号）、個人所有 第282-8765号（船舶検査済票の番号） B 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 操縦者B、不詳
負傷者	なし
損傷	A 左舷ビルジキール及び船底に擦過傷等 B 船尾舷縁に欠損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	A船は、約11.5ノット（kn）の対地速力で航行していた。 船長Aは、約10knを超える速力で航行すると、船首方に死角が生じることを知っていたが、港内航路に沿って右転した際に船首方に船舶を認めなかったため、航行に支障となる他船はいないものと思い、航行を続けた。 操縦者Bは、係留地に向けて櫓 ^ろ を漕いでいたところ、船首方に北進するA船を認めたので、港内航路を早めに横切ろうとして南東進した。
分析	A船は、船長Aが、船首方に航行の支障となる船舶はいないものと思い、死角を補う見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。 B船は、操縦者Bが、船首方に北進するA船を認めたので、港内航路

	を早めに横切ろうとして航行したものと考えられる。
原因	本事故は、A船の船長Aが死角を補う見張りを行っておらず、また、B船の操縦者Bが、港内航路を早めに横切ろうとして航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 他船を見落とすことがないように、船首方の死角を補う見張りを適切に行うこと。・ 港内では、死角が生じないように、減速して航行すること。・ 衝突を避けるための動作は、十分に余裕のある時機にとること。